

産業厚生建設委員会会議録（令和2年5月8日）

出席委員 尾崎委員長 角川副委員長 脇坂委員 浦田委員 開田委員 中川委員  
高橋委員

欠席委員 なし

説明のため出席した者 上田市長 石川副市長 網谷産業民生部長 岩城建設部長  
藤田産業民生部理事 澤口建設部参事 石川福祉介護課長  
長崎商工水産課長 北島建設課主幹

職務のため出席した事務局職員 藤名局長 永田主幹

午前11時07分開会

**尾崎委員長** 令和2年第2回滑川市議会臨時会産業厚生建設委員会に付託された案件を審査するため、本日の委員会を開催いたします。

議事日程はお手元に配付したとおりです。

日程第1、会議録署名委員の指名をします。

脇坂章夫委員、角川真人委員にお願いいたします。

日程第2、付託案件の審査に入ります。

議案第23号 令和2年度滑川市一般会計補正予算（第1号）及び議案第24号 地方自治法第179条による専決処分の承認を求めることについて 専決第2号 令和元年度滑川市一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

議案第23号及び議案第24号については、全体委員会で説明を受けておりますが、当局から追加して説明があればお願いいたします。

（特になし）

**尾崎委員長** ないようでしたら、これより質疑に入ります。

質疑のある委員、追加で説明を求めたい委員は、挙手の上、発言願います。

**浦田委員** 所管分に関しては、23-1ページ、商工費、商工総務費の感染症拡大防止協力金という形でご説明がありました。一応本県では190件の業者で、市が3分の1という説明があったかなと。かつ市と県と連携を図ってという説明だったと思うんですけど、もう少し詳しく、3分の2は県がという説明でいいのか。と同時に、これ、2,200万円ですけど、市が2,200万円の予算で、県はその3分の2の分の4,400万円。合わせて6,600万円

という解釈でいいのかなと。まずその1点お聞かせください。

**長崎商工水産課長** 今ほど委員おっしゃられましたように、市が3分の1相当で2,200万円でございます。市のほうから県のほうに委託金という形で上げまして、県のほうから支給する格好になりまして、滑川市分としての今現在の見込みは6,600万円でございます。それが県のほうから事業者のほうに給付されるということでございます。

**浦田委員** ありがとうございます。今ほど市から県へ委託という、県から市へ委託じゃなくて市から県へ委託なんですか。

**長崎商工水産課長** そのとおりでございまして、通常はいろんな事務は県のほうから市のほうに委託されるものが多いですけれども、今回のこの協力金に関しましては、事務のほうを県のほうで行います。ということで、従来のものとはちょっと違いますけれども、市のほうから県のほうにお金をお渡しするという格好になります。

**浦田委員** 今ほど手続、事務事業は県のほうでやられるという説明だったんですけど、手続、事務事業というのは、市ではやらなくて全て県でやられるというような理解でよろしいんですね。

**長崎商工水産課長** そのとおりでありまして、市のほうでは申請書の交付ですとか、そういったことはしているんですけども、実際に申請書は県のほうに郵送していただくということになります。申請書のチェックですとか振込の手続についても、県のほうで実施されることとなっております。

**浦田委員** 支給業者は190件ということなんですけど、中小、いろいろあると思うんですけども、その190件の選定基準というのはどんな基準なんですか。

**長崎商工水産課長** こちらのほうも今県のほうから資料を頂いておるんですけども、直近の経済センサスを基に業種、規模等を判断しまして、滑川市で言いますと、詳しく言いますと、県の資料では、経済センサスの数値でいきますと、188件の事業者のほうを今見込みということで上げております。こちらのほう、全ての方が休業要請に応じられるということではございませんので、大きく見て188件ということで数字を見ております。

**浦田委員** 188件の事業者で、支給対象者は休業された事業者だと思うんですけど、その把握というのはどこでされているんですか。

**長崎商工水産課長** この188件というのは、先ほど申し上げましたように、業種ですとか規模の数値でございまして、これらの全ての方が休業されたということではございませんので、その申請については、県のほうに申請書を送られる格好になります。それは基本

的には自己申告になりまして、自分で休業された場合は、例えば休業されたという場合の、例えば店舗の正面に、4月23日から5月6日まで、これこれこういう理由で休業いたしましたというような、そういった証拠写真ですとか、いろいろな添付書類がございますので、それらのほうを県のほうに送っていただきまして、県がそちらを確認し、該当すれば協力金のほうをお支払いするという予定になっております。

**浦田委員** 今ほど言われた、申請書、写真とか添付という話なんですけど、書類審査だけで、現地審査とか、あるいは実際休業されたかどうかという確認事項はされないのか、もしされるのであれば、市でやるのか県でやられるのか。

**長崎商工水産課長** 基本的には、その送られた資料を基に審査をする格好になります。例えば5月6日までの休業要請でございますので、申請期間は5月7日からの申請、昨日からの申請になっていきますので、もう休業期間は一部終わっているところもございまして、現地を確認することはもうその時点ではできません。あくまでも申請主義ということで、それを判断されるということです。その判断については県のほうで確認されまして、必要に応じ、例えばインターネット、ホームページとか、そういったものを確認されたりとかして、遡って確認するというのも申請書の中には記載されております。

**浦田委員** 最後に、今ほど5月7日からという話、申請に関してはもう既に始まっているということと、支給はいつ頃からされるのかという確認、期間。

**長崎商工水産課長** 申請のほうは5月7日から5月21日消印有効というふうになっております。県のほうの情報でいきますと、早ければ5月の中旬から支給のほうを開始できるというふうに伺っております。

**浦田委員** 以上です。

**尾崎委員長** ほかにご質疑ありませんか。

(質疑する者なし)

**尾崎委員長** では、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論をご希望される委員の方は申出願います。

(討論する者なし)

**尾崎委員長** 申出がないので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第23号及び議案第24号の2議案を一括して採決を行います。

議案第23号 令和2年度滑川市一般会計補正予算（第1号）

議案第24号 地方自治法第179条による専決処分の承認を求めることについて

専決第2号 令和元年度滑川市一般会計補正予算（第6号）

以上2議案に賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

**尾崎委員長** 賛成全員。よって、議案第23号及び議案第24号の2議案については、可決または承認すべきものと決定いたしました。

午前11時17分議決

**尾崎委員長** 以上をもちまして、付託案件の審査は終わりました。

委員の方に申し上げます。本来であればその他事項ということではありますが、今回は臨時会ということですので、次回の委員会協議会等にてお願いしたいと思います。

これにて産業厚生建設委員会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

午前11時17分閉会